

年 月 日

通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置申請書

堺市消防長 殿
(消防署長)

申請者
住所

(電話)

氏名

消防法施行令第 2 9 条の 4 ・堺市火災予防条例第 7 1 条の 2 の規定に基づき、通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を、下記のとおり設置したいので申請します。

記

防火対象物	名称				
	所在地				
	用途				
	構造・規模	耐火・準耐火・その他()	延べ面積	m ²	
	階数	地上	階	地下	階
	代替申請する設置を必要とする通常用いられる消防用設備等				
	代替設置する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等				
申請理由					
	※ 受付欄	※ 経過欄			

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- ※印の欄には、記入しないこと。

	パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する 技術上の基準を定める件 (平成 16 年消防庁告示第 12 号) について	適否
1	<p>[適用範囲]</p> <p>(1) パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物</p> <p>① 消防法施行令 (以下「令」という。) 第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分</p> <p>② 指定可燃物 (可燃性液体類に係るものを除く。) を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の 750 倍以上貯蔵し、又は取り扱うものではないこと</p> <p>③ 地階、無窓階ではないこと</p> <p>④ 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所ではないこと</p> <p>(2) パッケージ型消火設備を設置することができる要件</p> <p>① I型を設置できるもの</p> <p>ア 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が 6 以下であり、かつ、延べ面積が 3,000 m²以下のもの</p> <p>イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が 3 以下であり、かつ、延べ面積が 2,000 m²以下のもの</p> <p>② II型を設置できるもの</p> <p>ア 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が 4 以下であり、かつ、延べ面積が 1,500 m²以下のもの</p> <p>イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が 2 以下であり、かつ、延べ面積が 1,000 m²以下のもの</p> <p>③ (2)①及び②に掲げるもののほか、パッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則第 13 条第 3 項各号に掲げる部分</p>	

	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する 技術上の基準を定める件 (平成16年消防庁告示第13号) について	適否
1	<p>[適用範囲]</p> <p>(1) I型のパッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物</p> <p>① 消防法施行令 (以下「令」という。) 第12条第1項第1号、第3号、第4号及び第9号から第12号までに掲げる防火対象物又はその部分 (令第12条第2項第2号口に規定する部分を除く。)</p> <p>※令第12条第2項第2号口に規定する部分 同条第1項第3号、第4号、第8号及び第10号から第12号までに掲げる防火対象物又はその部分 (別表第一(1)項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。)のうち、可燃物が大量に存し消火が困難と認められる部分として総務省令で定めるものであつて床面から天井までの高さが6mを超える部分及びその他の部分であつて床面から天井までの高さが10mを超える部分</p> <p>② 令別表第一(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物</p> <p>③ 令別表第一(16)項に掲げる防火対象物の同表(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分</p> <p>④ 延べ面積が10,000㎡以下のもの</p> <p>(2) II型のパッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物</p> <p>① 令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分</p> <p>② 延べ面積が275㎡未満のもの</p> <p>③ 易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものではないこと</p>	

	特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号。以下「特定小規模施設省令」という。）について	適否
1	<p>[適用範囲] 特定小規模施設省令第 2 条第 1 号</p> <p>(1) 消防法施行規則（以下「規則」という。）第 23 条第 4 項第 7 号へに規定する特定一階段等防火対象物に該当しないこと</p> <p>(2) 次のいずれかの防火対象物に該当すること</p> <p>延面積 300 m²未満の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 消防法施行令（以下「令」という。）別表第一 [(2) 項ニ、(5) 項イ、(6) 項イ(1) から(3) まで、(6) 項ロ、又は入居・宿泊を伴う(6) 項ハ] に掲げる防火対象物</p> <p><input type="checkbox"/> 令別表第一 [(2) 項ニ、(5) 項イ、(6) 項イ(1) から(3) まで、(6) 項ロ、又は入居・宿泊を伴う(6) 項ハ] の用途を含む 16 項イに掲げる防火対象物</p> <p>延面積 300 m²以上の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 規則第 13 条第 1 項第 2 号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（令第 21 条第 1 項第 8 号に掲げる防火対象物を除く。）で、以下に適合するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令別表第一 [(2) 項ニ、(5) 項イ、(6) 項イ(1) から(3) まで、(6) 項ロ、又は入居・宿泊を伴う(6) 項ハ] の用途に供される部分であること ・規則第 23 条第 4 項第 1 号へに掲げる部分以外の部分が存しないもの <p><input type="checkbox"/> 令別表第一(16) 項イに掲げる防火対象物で、以下に適合するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積が 300 m²以上 500 m²未満のもの ・令別表第一(5) 項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存しないもの ・令別表第一(5) 項イに掲げる用途に供される部分の床面積が 300 m²未満のもの 	

複合型居住施設における必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）について		適否
1	<p>[適用範囲]</p> <p>(1) 消防法施行令（以下「令」という。）別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が 500 m²未満</p> <p>(2) 令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物で、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物</p> <p>(3) 令別表第一(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「福祉施設等」という。）にあつては、下記の用途に該当</p> <p><input type="checkbox"/> 有料老人ホーム</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉ホーム</p> <p><input type="checkbox"/> 老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設</p> <p><input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を行う施設</p> <p>(4) 令第 21 条第 1 項第 8 号に掲げる防火対象物（指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の 500 倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの）ではないこと</p> <p>(5) 消防法施行規則（以下「規則」という。）第 23 条第 4 項第 7 号へに規定する特定一階段等防火対象物ではないこと</p>	
2	<p>[複合型居住施設用自動火災報知設備]</p> <p>令第 21 条第 2 項及び規則第 23 条から 24 条の 2 までの例により複合型居住施設用自動火災報知設備を設置する。</p>	
3	<p>[特定小規模施設用自動火災報知設備により代替する場合]</p> <p>(1) 令別表第一(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「福祉施設等」という。）の床面積の合計が 300 m²未満</p> <p>(2) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 156 号）第 2 条第 2 号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備を同令第 3 条第 2 項及び第 3 項の例により設置する。</p>	

福祉施設等及び令第 21 条第 1 項 11 号から 14 号までに掲げる防火対象物の以外の部分について、感知器を設置しない場合について		適否
4	[受信機] 受信機を設置する	
5	[区画] (1) 福祉施設等の居室(建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。以下「居室」という。)が 2 階以下の階に存する場合にあつては、福祉施設等の居室を準耐火構造の壁及び床で区画	
	(2) 福祉施設等の居室が、3 階以上の階に存する場合にあつては、福祉施設等の居室を耐火構造の壁及び床で区画	
6	[内装制限] (1) 福祉施設等の壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(廻り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料でしたもの	
	(2) その他の部分にあつては難燃材料でしたもの	
7	[開口部の面積] (1) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m ² 以下	
	(2) 1 の開口部の面積が 4 m ² 以下	
8	[福祉施設等の居室が 2 階以下の階に存する場合の上記 7 の開口部の措置] (1) 防火設備である防火戸(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの	
	(2) 防火設備である防火戸(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。)で、次に定める構造のもの (イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの (ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段、その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、この部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm 以上、180cm 以上及び 15cm 以下	
	(3) 防火戸(防火シャッター以外のものであつて、2 以上の異なった経路により避難することができる部分以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつその面積の合計が 4 m ² 以内のものに設けるものに限る)を設けたもの	

8	<p>[福祉施設等の居室が 3 階以上の階に存する場合の上記 7 の開口部の措置]</p> <p>(1) 特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの</p> <p>(2) 特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。）で、次に定める構造のもの</p> <p>(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの</p> <p>(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段、その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、この部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm 以上、180cm 以上及び 15cm 以下</p> <p>(3) 防火戸（防火シャッター以外のものであつて、2 以上の異なった経路により避難することができる部分以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつその面積の合計が 4 m²以内のものに設けるものに限る）を設けたもの</p>	
9	<p>[廊下の開放性]</p> <p>(1) 福祉施設等の主たる出入口が、避難階において直接地上に通じている通路に面している</p> <p>(2) 福祉施設等の主たる出入口が次のアからエに定めるところによること</p> <p>ア 各階の外気に面する部分の面積（廊下の端部に接する垂直面の面積を除く。）は、当該階の見付面積の 3 分の 1 を超えている</p> <p>イ 外気に面する部分の上部に垂れ壁等を設ける場合は、当該垂れ壁の下端から天井までの高さは、30 cm 以下</p> <p>ウ 手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1m 以上</p> <p>エ 外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等を設ける場合にあつては、当該壁等の幅を 2m 以下とし、かつ、当該壁等相互間の距離を 1m 以上とする</p> <p>(3) 平成 17 年消防庁告示第 3 号第 4 第 2 号(4)イ(ロ)の煙が床面から 1.8m まで降下しないことを確認する方法に適合</p> <p>(4) 外気が面しない部分が存する場合にあつては、当該外気に面しない部分の長さは、6m 以下であり、かつ、当該外気に面しない部分の幅員の 4 倍以下</p>	
10	<p>[階段室の開放性]</p> <p>(1) 平成 14 年消防庁告示第 7 号に適合する開口部を有する</p> <p>(2) 平成 17 年消防庁告示第 3 号第 4 第 2 号(5)ロの煙が床面から 1.8m まで降下しないことを確認する方法に適合</p>	

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 26 年総務省令第 23 号）について		適否	図面番号
1	[設置できる防火対象物の要件]		
	消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物の駐車のに供される部分で、次のいずれかに該当すること <input type="checkbox"/> 駐車のに供される部分の存する階における当該部分の床面積が、 ・地階又は 2 階以上の階にあっては、200 m ² 以上 ・1 階にあっては、500 m ² 以上 ・屋上部分にあっては、300 m ² 以上 のもののうち、床面から天井までの高さが 10m 以下の部分 ※屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。 <input type="checkbox"/> 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が 10 以上のもののうち、床面から天井までの高さが 10m 以下のもの		
2	[設置する泡消火設備の種別]		
	<input type="checkbox"/> 単純型平面式泡消火設備		
	<input type="checkbox"/> 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備		
	<input type="checkbox"/> 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備		
	<input type="checkbox"/> 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備		
	<input type="checkbox"/> 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備		
<input type="checkbox"/> 機械式泡消火設備			